

春日市再生可能エネルギー設備導入ポテンシャル調査業務仕様書

本仕様書は、春日市（以下、「本市」という。）が行う春日市脱炭素ロードマップ策定及び再生可能エネルギー設備導入ポテンシャル調査業務のうち「春日市再生可能エネルギー設備導入ポテンシャル業務（以下、「本業務」という。）」にかかる基本事項について定めるものである。

1 業務名称

春日市再生可能エネルギー設備導入ポテンシャル調査業務

2 業務の目的

春日市（以下、「本市」という。）においては、政府の実行計画に基づき、2030年までに設置可能な公共施設の50%以上に再生可能エネルギー発電設備等を設置することを目指している。

本業務は、市公共施設を対象とした再生可能エネルギー設備の導入の可能性について、調査を実施し、2025年以降に効果的な導入を図るための基礎資料を作成することを目的とする。

3 業務内容

(1) 基礎情報等の整理

本市すべての公共施設（111施設）における設置可否、方法等を検討するため、下記事項について基礎情報等を整理する。また、整理した上で、設置の可能性及び導入効果（経済性やCO₂削減効果等）が高いと見込まれる施設を約20施設選定する。

①建築物及び敷地に関する情報

耐震基準、屋根形状、屋根面積、屋根角度、屋根の利用状況、敷地内の利用状況等

②日照条件に関する情報

屋根方位、傾斜角度、気象状況等

③施設利用状況に関する情報

電気使用実績（デマンドデータ）等

④その他、整理が必要な事項

(2) 現地調査

(1)により選定した約20施設において、下記事項について現地調査を行い、設置可否を検討する。設置不可施設についてはその要因を整理する。

①建築物・設備に関する調査

- ・屋根材、屋根状態
- ・施設の電気設備の状況
- ②日照に関する調査
 - ・日照条件や周辺環境の確認（反射光、日射を阻害する障害物の有無等）
- ③その他、調査が必要な事項
 - ・屋根置き以外の設置可能性（敷地内等）他

（3）概略検討及び事業性評価

（1）及び（2）を踏まえ、設置可能と判断された施設について、下記の事項の調査を行った上で、設備設置方法や事業採算性について検証する。なお、令和7年度以降の設備導入に向けた予算要求等の準備のため、一連の調査・検討については、令和6年10月上旬までにデータ整理を完了すること。

①最適な設置方法

日射条件や施設の電力使用状況等を考慮した最適な設置方法を検討した上で、耐荷重等の構造条件の検証を行う（蓄電池設置の可否についても検討すること）。これらを踏まえて、設備配置計画（機器設備の参考諸元、配置・配線系統を記した図）としてまとめる。

②発電シミュレーション

①を踏まえ、発電シミュレーションを行い、温室効果ガス排出量の削減見込量、エネルギー削減見込量等を算出する。

③事業性評価

導入方法ごとに、事業性の比較検証を行い整理する。

④その他、調査が必要な事項

導入における課題等

4 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ①業務報告書 1部
- ②その他関連資料 1式
- ③上記データを格納した電子データ（CD-R等） 1式

5 その他留意事項

- （1）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意を持って業務を遂行するものとする。
- （2）受託者は本業務の遂行においては、関係する法令等を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得

た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (3) 受託者は本業務に必要と認められる資料を本市より借用できるものとする。なお、借用した資料は責任をもって保管するとともに、業務完了後は速やかに返却するものとする。
- (4) 成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）は、すべて本市の所有とし、本市の承認を得ずに他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者で協議して定める。
- (6) 本業務は、環境省補助事業である「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。なお、本業務における成果品については、令和6年度に改定予定の地球温暖化対策実行計画（区域施策編及び事務事業編）に反映させることとする。